

包括的民間委託業務の概要

政府におけるPPP/PFIの活用方針

新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

- 社会資本のストックについては、厳しい財政事情の中で、維持管理のみならず新設も効果的・効率的に進めるため、PFI、PPPの積極的な活用を図る。
- PFI事業規模について、2020年までの11年間で少なくとも約10兆円以上の拡大を目指す。

改正PFI法(平成23年6月1日公布)

- PFIの対象施設の拡大(「公営住宅」→「賃貸住宅」、船舶、航空機、人工衛星)
- 民間事業者による提案制度の導入
- 公共施設等運営権(コンセッション型PFI方式)の導入
- その他(職員の派遣等についての配慮、民間資金等活用事業推進会議の設置)

日本再生戦略～フロンティアを拓き、「共創の国」へ～(平成24年7月31日閣議決定)(抜粋)

- 民間活力の活用を図りつつ、インフラ投資を促進するため、民間資金等を活用する手法(PFI/PPP)の具体的な案件形成等を推進する。
- (目標)2010年～20年のPFIの事業規模:少なくとも約10兆円以上

PFI事業の案件形成に重点的に取り組む分野について (平成24年11月30日 民間資金等活用推進会議(PFI推進会議)(抜粋))

- 今後、公共施設等運営権や官民連携インフラファンドを活用した、地域と投資家双方にとって魅力や価値があるPFI事業であって、利用料金等の収入で資金回収を行い、税金を投入することのない又はできるだけ税金を投入しないPFI事業の具体化を推進することとする。

日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋)

- 公共施設等運営検討の民間開放(PPP/PFIの活用拡大)
 - ・コンセッション方式の対象拡大(空港、上下水道、道路を始めとする公共施設について)
 - ・多様な手法の活用
 - ・(株)民間資金等活用事業推進機構の創設

下水道界の成熟化に向けた動き

「循環のみち下水道」成熟化検討会の設置 H24.3

- 下水道ビジョン2100の基本コンセプトである「循環のみち下水道」をめざし、各種施策を推進してきた結果、エネルギー問題、低炭素・循環型社会の実現、経済再生、グローバル化など国家的重要課題に貢献する可能性が増してきており、これらの貢献を視野においた「下水道行政の戦略」が重要。
- 一方、現在の下水道界はリソースの不足という問題を抱えており、下水道行政のプロセスを重視し変革していくことが不可欠。
- 以上から、「下水道界のあるべき戦略と国の具体的な行動」を検討する。

下水道界成熟の3つ軸「成熟の3軸」

- 下水道界の成熟化に向けた方向性を、「下水道界の持続性の確保」、「貢献する分野の拡大」、「貢献する地域の拡大」の3つの軸とする（「成熟の3軸」）。
- 成熟の3軸を中心とした戦略と行動により、下水道界のみの枠組みにとらわれず、社会との関わり、貢献を深化させ、下水道界の価値・ブランド・ステータスを向上させることを目指す。

貢献する地域の拡大

【世界の持続的発展への貢献】
水ビジネスや援助活動を通じた世界の水、環境、エネルギー問題の解決

貢献する分野の拡大

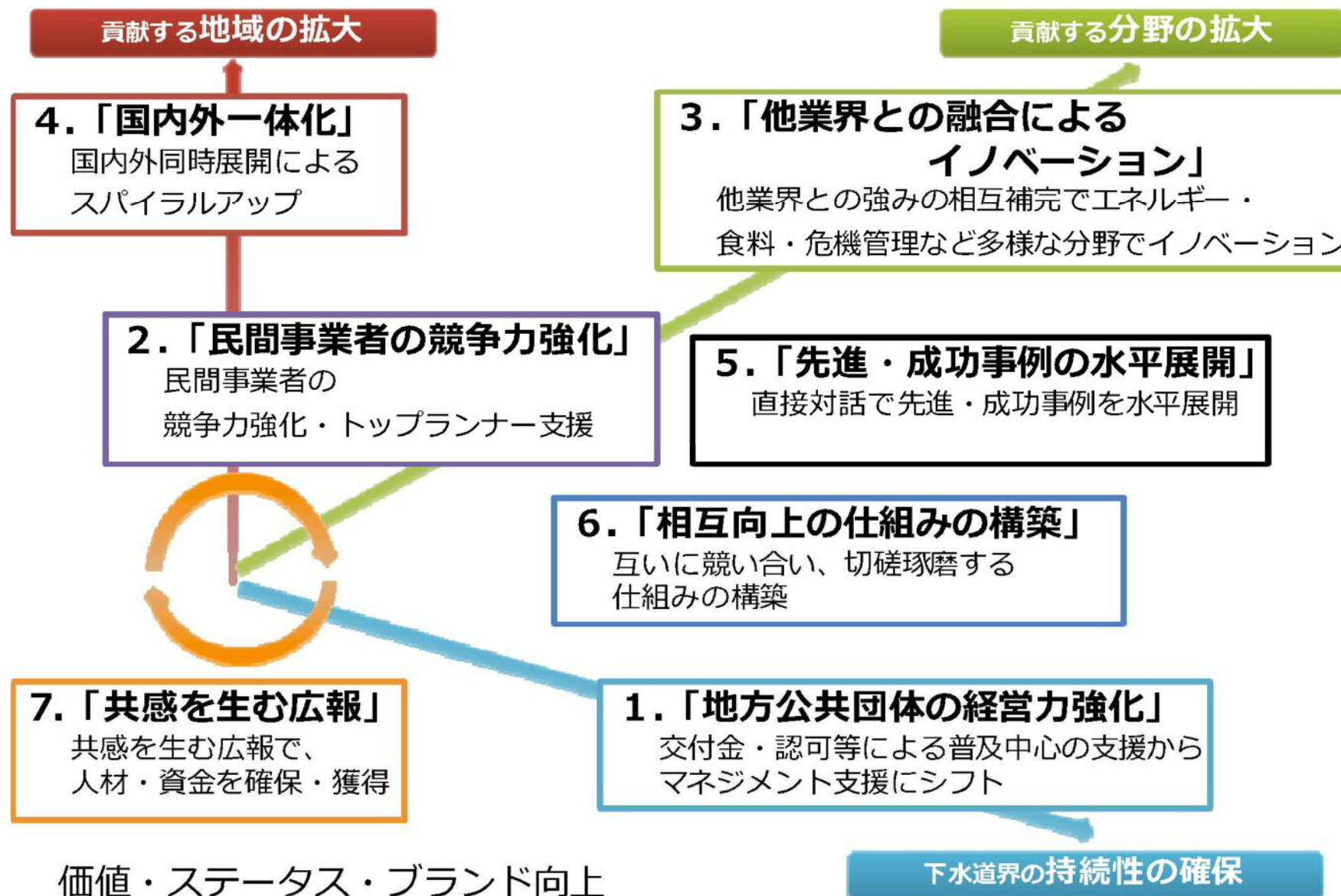
【国家的重要課題への貢献】
経済再生
資源・エネルギーの確保
国際競争力の強化

下水道界の持続性の確保

【健全で持続的な経営】
技術・ノウハウの確保・継承
リソース（人材・資金）の確保

7つの戦略と行動

- 「成長の3軸を中心とした「7つの戦略」を定め、各戦略における「国の行動」を検討。
- さらに、施策目的に合わせ、各々の「戦略と行動」を連動させることも必要。
- また、戦略と行動は、社会状況の変化等に応じ柔軟に追加・見直し等を行う。

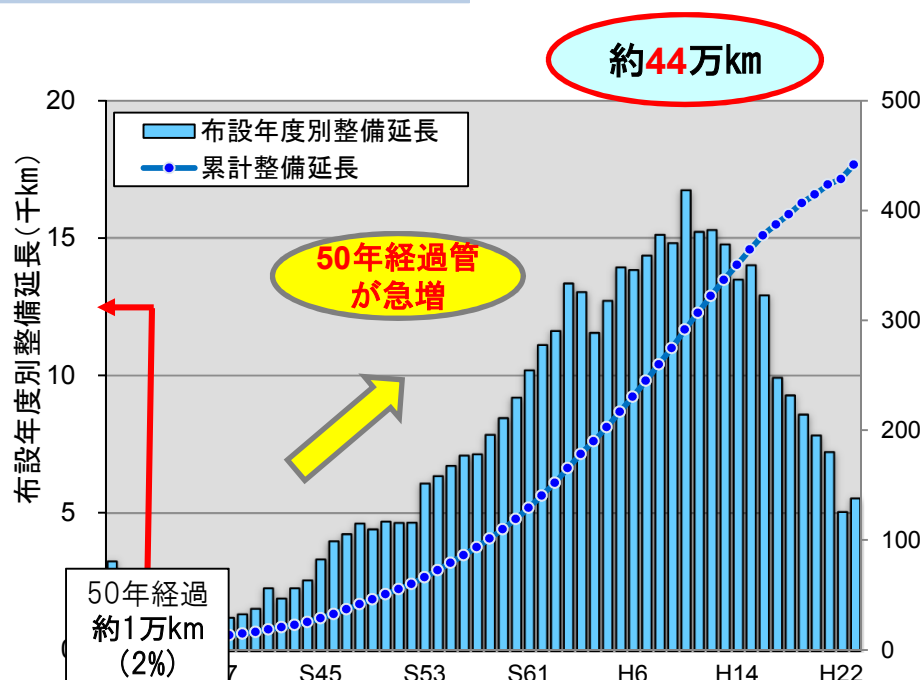


下水管路施設の維持管理を取り巻く現状①

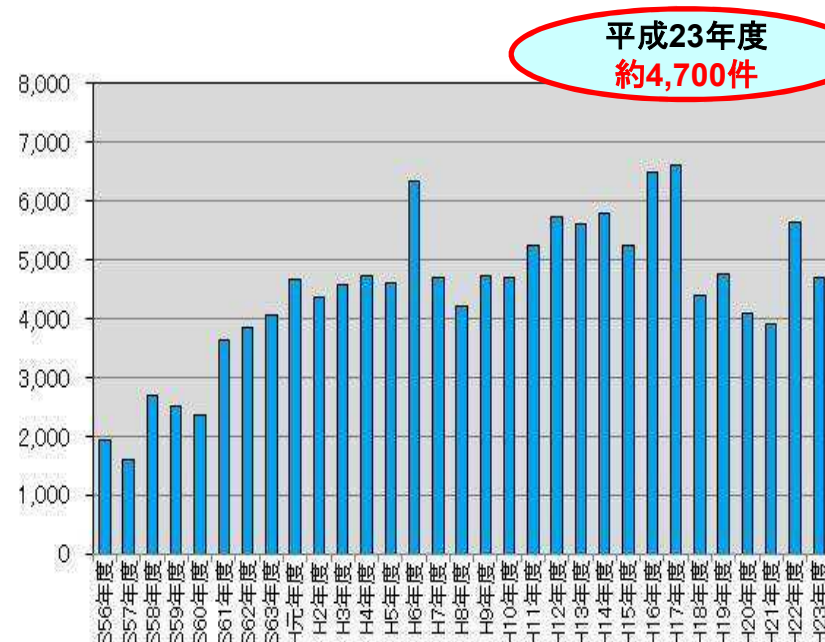
下水管路施設の現状

全国的に管路施設は老朽化が進行。特に陥没箇所が急増すると言われている50年経過管が急増する見込み。

管路の年度別整備延長



下水管路に起因する道路陥没件数

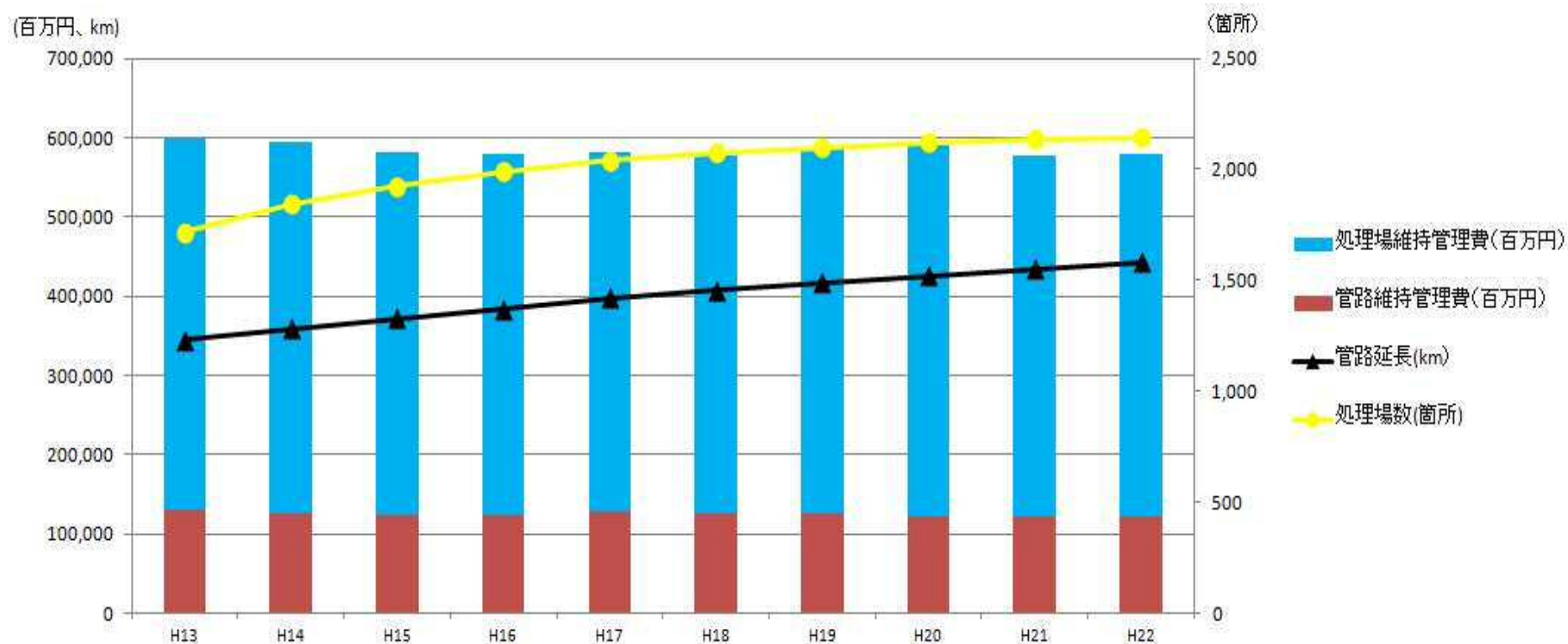


下水管路施設の維持管理を取り巻く現状②

下水道施設の維持管理費と施設の推移

維持管理が必要な管路延長及び処理場数は年々増加している一方で、財政面の制約により、その維持管理費は横ばい・減少傾向

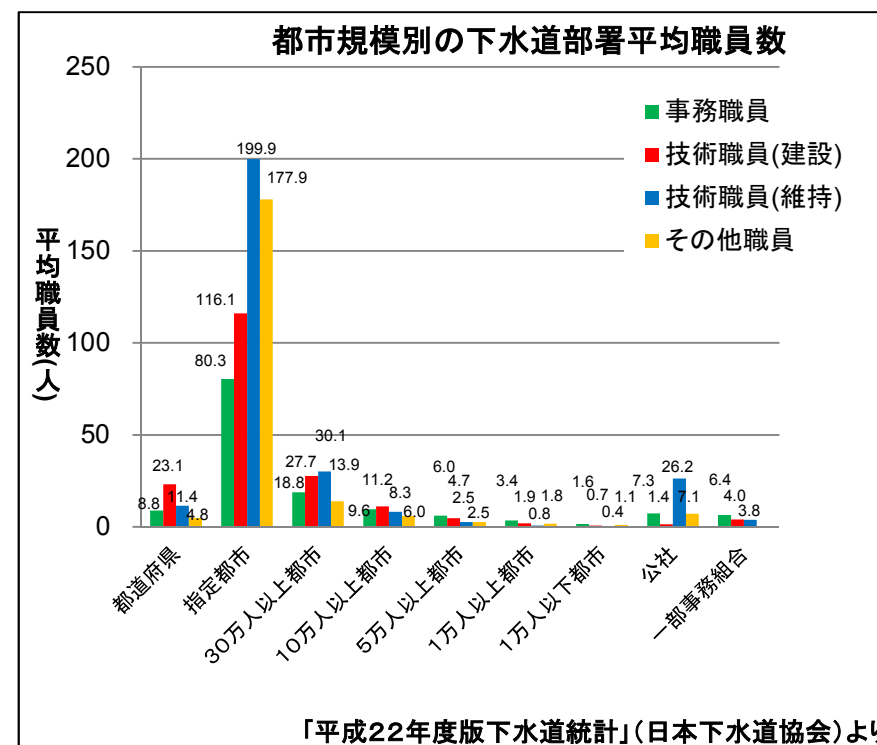
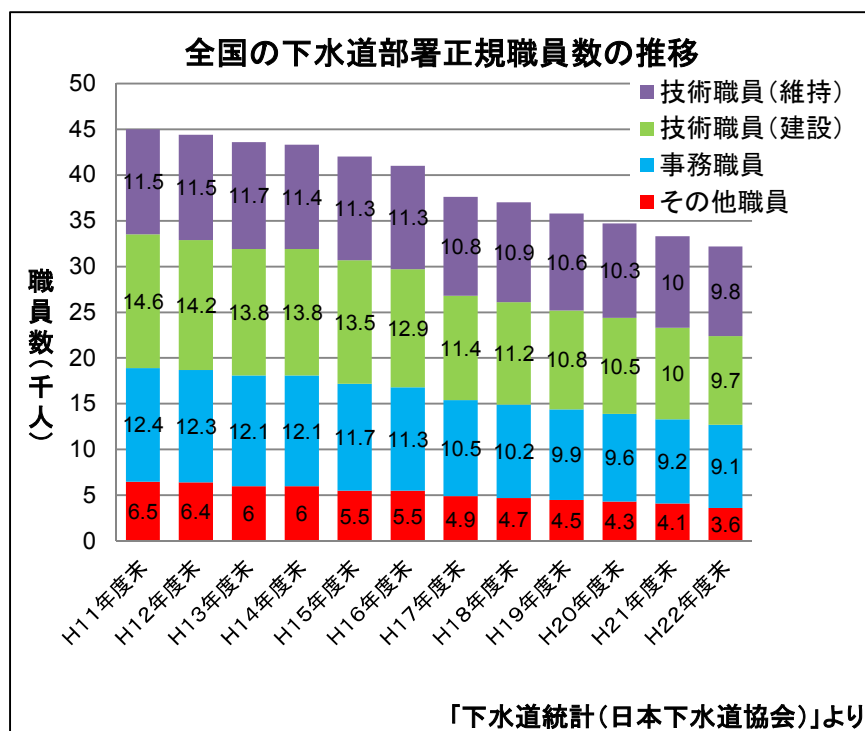
下水道施設の維持管理費と下水道施設の推移



下水管路施設の維持管理を取り巻く現状③

地方自治体における全国の下水道部署正規職員数の現状

地方自治体においては、近年の財政状況の厳しさにより、定員削減が進み、下水道部署の職員、特に技術職員不足が進んでおり、中小自治体では深刻。



包 括 的 民 間 委 託 の 推 進

「公共サービス改革基本方針」(平成19年10月26日閣議決定)に基づき、下水道施設の維持管理における包括的民間委託を推進

- ①「公共サービス改革基本方針改定について」を発出(平成20年2月29日国都下管第5号)。
 - ・下水処理場等の包括的民間委託の実施にあたっての留意事項として、下記を周知。
 - ・維持管理の質を確保するため、受託業者の業務実施状況の把握、評価の取り組みが重要。
 - ・PI(業務指標)の活用。
- ②「下水処理場等における包括的民間委託の事例について」を発出(平成21年3月30日国都下管第9号)。
 - ・包括的民間委託の導入の具体的メリット、業務要求水準の設定、監督監視体制等についての先進事例を周知。
- ③「下水道管路施設の包括的民間委託に関する報告書について」を発出(平成21年3月30日事務連絡)。
 - ・管路施設の民間委託の現状に関する知見や管路施設の特性等の整理、その考え方や検討すべき課題をとりまとめ、周知。
- ④「下水道管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書」をとりまとめ、周知(平成24年4月公表)。

下水処理場における包括的民間委託の概要

下水処理場における包括的民間委託の導入状況

- 平成15年12月「包括的民間委託導入マニュアル(案)」、平成20年6月「包括的民間委託等実施運営マニュアル(案)」の発行以来、全国で約220箇所(平成22年度末現在、全国の約10%)を超える処理場において包括的民間委託が導入されている。

下水処理場における包括的民間委託の特徴

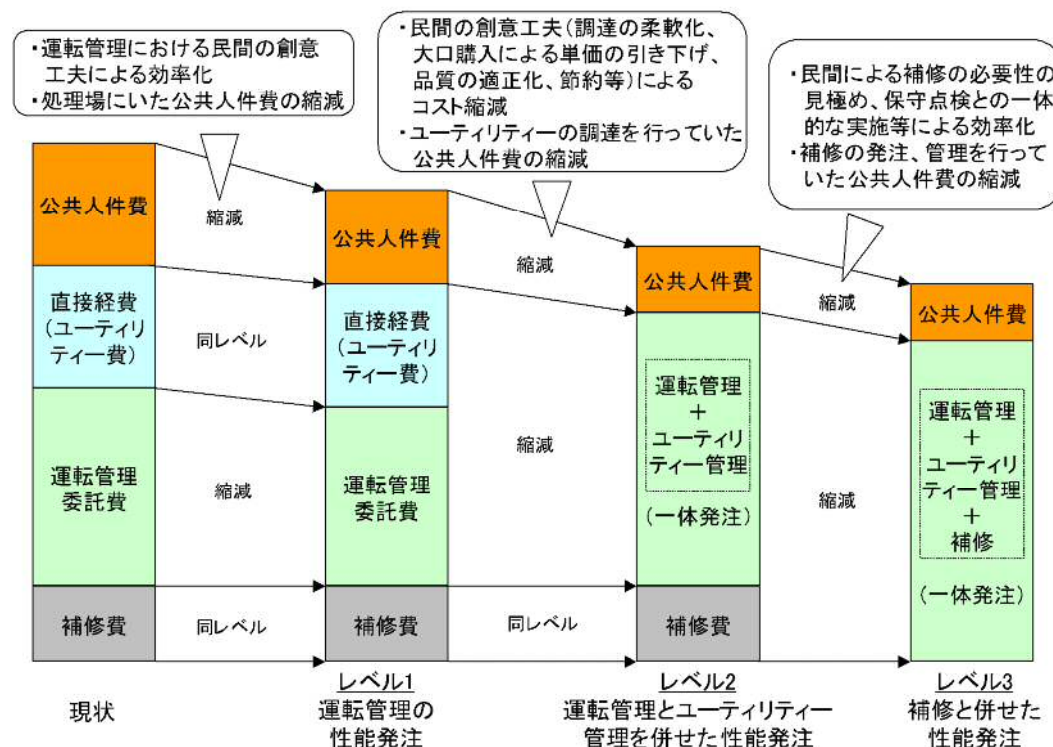
- 放流水質等について要求水準を設定する性能発注を基本とする。
- 性能が発揮されている限り、職員数等については民間企業の自由裁量が原則
- 複数業務を包括的に実施することによる効率化
- 複数年契約による経験の蓄積

性能発注のレベルと、性能発注の導入によるコスト削減のイメージ

包括的民間委託の期待される効果

- 運転管理、ユーティリティ、補修を行っていた公共人件費の削減
- 運転手順の改善等による業務効率化
- 薬品、電力等調達の柔軟化、大口購入による単価の引き下げ、品質の適正化、節約等によるコスト削減
- 民間による補修の必要性の見極め、保守点検との一体的な実施等、民間企業の創意工夫による効率化
- 包括的受注による諸経費率の削減(スケールメリットの発現)

出典：性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン 国土交通省



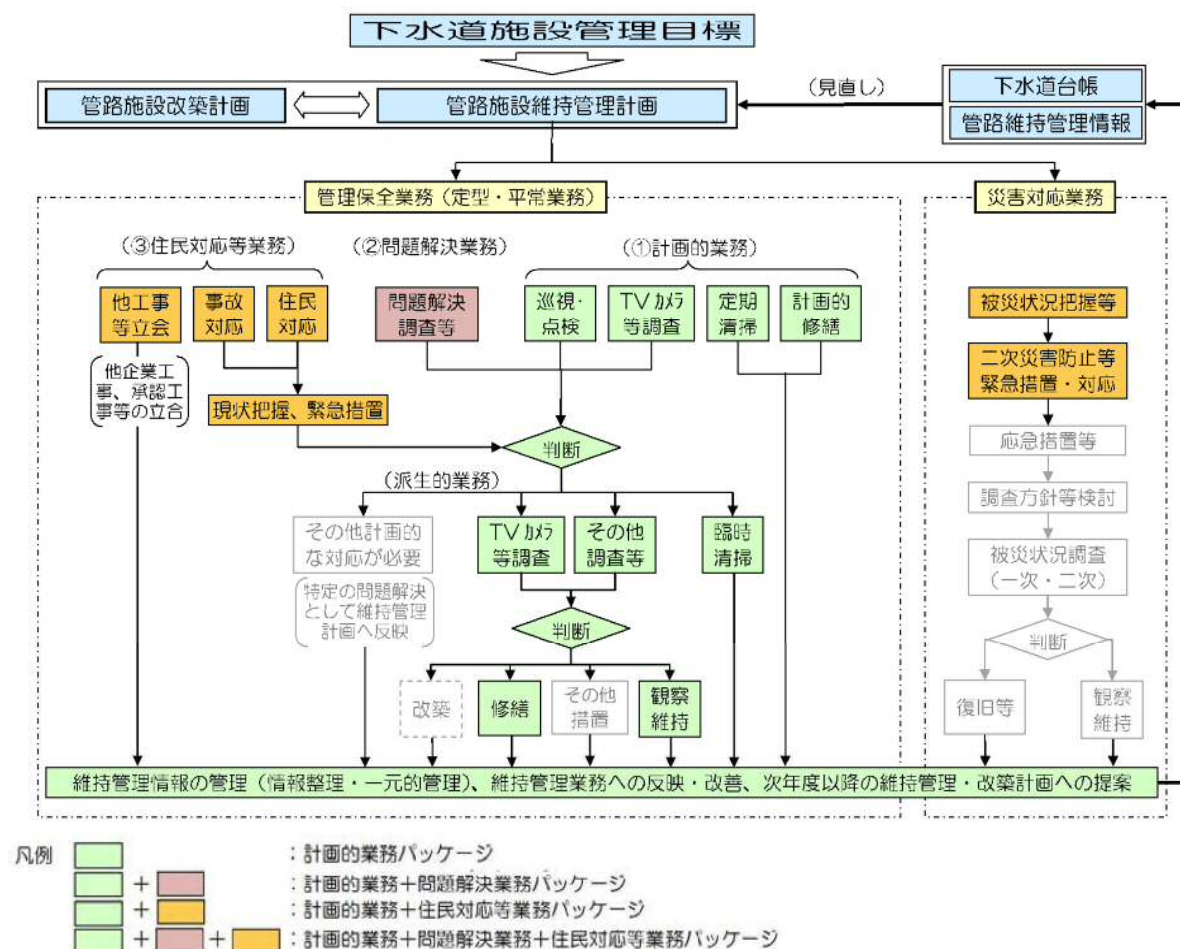
下水管路施設における包括的民間委託の概要①

下水管路施設の維持管理における包括的民間委託の基本的なスキーム

○平成24年4月に管路施設維持管理業務委託等調査検討会より、「下水道管路施設の包括的民間委託に関する報告書」が発表された。

○管路施設の包括的民間委託は、下水処理場の包括的民間委託にない、複数年契約を基本とするが、性能発注化については、民間事業者が抱えるリスクの大きさの懸念等から当面は仕様発注を基本とする。

○技術職員不足が深刻化している中小自治体における効率的な予防保全型維持管理体制の整備が重要課題になっている現状にかんがみ、巡視・点検、調査等から構成される「計画的業務」をパッケージ化したスキームをベースに、「問題解決型業務」または「住民対応型業務」を付加したスキームも併せて提示した。



性能発注について

管路施設への包括的民間委託導入の課題

- ① 管路施設のほとんどは、公道上に広範囲に設置されているため、施設の状況を常時監視することが難しい。
- ② 管路施設の状況が、受託者の作業上の責によらない外的要因(交通荷重等)により変化してしまうことから、一定の確度のある性能基準、つまり、受託者の業務を評価・監視する指標が設定しづらい。一定の確度のある性能基準でなければ、民間事業者にとってはリスクが大きい。
- ③ 不法投棄による溢水、他企業工事による破損事故など原因究明できるものもあるが、重車両の通行に起因する道路陥没や調査の見落としの可能性等原因がはっきりしない場合がある。
- ④ 下水処理場のように法律で定められた水質等の基準値がない。
- ⑤ 下水道台帳等の管路施設情報や過去の点検・調査等の維持管理情報が十分に管理・蓄積されていないため、ふさわしい性能設定ができない。
- ⑥ 不明水対策業務における不明水削減量の要求水準化による性能発注の可能性については、カメラ調査結果等により判明した実際の劣化状況が、契約時に想定していた劣化状況と比べて著しく悪化している場合に、当初設定した削減目標をどう取り扱うべきか。

※ H24.4 下水道管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書より



性能発注を標準制度化させることには困難を伴うのが現状



将来的な性能発注導入を見据えて検討

下水管路施設における包括的民間委託の概要③

下水管路施設における包括的民間委託の導入事例

自治体名	対象施設
青梅市	予防保全型維持管理に向けた清掃・巡視・点検・調査、緊急対応、小規模修繕等のパッケージ委託(対象:汚水管きょ)
鳥取市	不明水対策に向けた管路と処理場のパッケージ委託(対象:下水処理場、集落排水施設、ポンプ場、管きょ等)

包括的民間委託により(予防保全型維持管理を導入することで)期待される効果

- これまで個別に行っていた点検や清掃、調査業務等を複合的に発注し、それを複数年契約とするため、個々別々に委託業務を発注する場合に比べ、設計書作成業務、契約事務手続き業務が省略され、業務の軽減を図ることができる。
- 工期や路線単位の業務ではなく面的にとらえることによる業務の効率化
- 受託者から見れば、複数年の契約期間に伴い、人材の確保や設備投資がしやすく、創意工夫が発揮しやすい。
- 分割発注で得られた個別の調査データを維持管理データとして全体にまとめる業務は、自治体の職員ないしは委託された業者が行っていたが、包括的民間委託により、一括して民間の技術者が行い省力化される。また、調査データの集積・とりまとめによる不具合の発見と補修作業が随時適切に行われる。
- 事故・苦情等の緊急の際、受託者が対応することが多くなるため、自治体職員の負担が減少する。
特に苦情への対応は委託者の指示を待たずに迅速に行えるため、使用者住民の顧客満足度は高くなる。
また計画に従って継続実施することで、苦情の発生する原因をなくすことにより苦情そのものが減少する。
- 災害時などの緊急時には、状況を把握した経験ある業者によって、迅速かつ適切に対応できる。